階段昇降車賃貸借契約書(案)

借主 愛媛県立松山商業高等学校長 田中 圭 (以下「甲」という。)と 貸主 (以下「乙」という。)は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 乙は、別表中1及び2記載の階段昇降車(以下「昇降車」という。)を甲に賃借し、甲はこれを借り受ける。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、別表中3のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。
- 3 乙は、社会情勢の変化等、乙の責めに帰することができない理由により、別表中3の期日までに昇降車を引き渡すことができないときは、その理由を詳記して遅滞なく当該期日の延長を願い出なければならない。この場合において、甲は、その理由を相当と認めるときは、願い出のあった期日の延長を認め、第1項の賃貸借期間の変更について、別途契約を締結するものとする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額 円(内消費税及び地方消費税額 円)とする。

- 2 賃貸借料に1か月に満たない端数日が生じた場合は、日割り計算することとし、計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定による月額賃借料の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第4条 乙は、前条記載の賃貸借料について、当月分の賃貸借料を翌月10日までに書面により請求し、甲は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第5条 乙は、甲の責に帰する事由により前条の規定による賃借料の支払が遅れた場合には、甲に対して 政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示991号)の割合 で遅延利息の支払いを請求することができる。

(権利の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

- 第7条 甲は、引き渡された物件が、品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、

その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。 ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ 契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(昇降車の保管、使用)

第8条 甲は昇降車を本来の用法に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意を持って使用及び保管するものとする。

- 2 甲は、昇降車の保管、使用等に関し、本来の用法に違反し生じた責任または罰金等について、一切の責任と負担を負うものとする。
- 3 甲は、昇降車の保管若しくは使用に起因した事故により、第三者に対し損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(昇降車に関する諸費用の負担)

第9条 昇降車を稼働させるために必要な一切の経費は、乙が別表中6の記載に従い負担し、賃貸借料に含まれるものとする。

2 第1項の諸費用について変動があった場合、又は法令の制定、改廃等によって、昇降車の保有等に関して新たな費用が課せられた場合、あるいは消費税額が変更された場合に賃貸借料の改定を要すると認められる場合は、これを変更するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(物件の無償譲渡)

第11条 乙は、賃貸借期間が満了し、かつ、甲が本契約に基づく乙に対する債務をすべて履行した場合、 物件の所有権を無償で譲渡するものとする。

- 2 前項の譲渡にかかる物件の引渡しは、賃貸借期間満了日の翌日をもって設置場所において現状有姿のまま行われるものとし、乙は物件の品質等の不適合について一切の責任を負わないものとする。
- 3 前二項にかかわらず、本契約が賃貸借期間満了前に終了した場合又は第10条により 解除された場合、甲は直ちに物件の引き渡し完了後に生じた損傷(通常の使用によって 生じた損耗及び経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。)を原状に回復したうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に物件を返還するものとする。この場合において、乙が物件の返還を不能と判断したときは、甲は乙の請求により乙の被った損害を直ちに賠償するものとする。
- 4 甲は、前項のために必要となるその一切の費用(設置場所の原状回復にかかる費用を含む。)を負担 し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとする。

(その他)

第12条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項については、その都度、 甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲住所愛媛県松山市旭町71番地名称愛媛県立松山商業高等学校

代表者 校長 田中 圭

乙住所名称代表者

1	賃貸借物件	品名·型式	階段昇降車 (ステアシップTRE-52-1)
		主要寸法	全長 1,258mm
			全幅 757mm
			全高 1,290mm
		制動装置	無励磁作動形電磁ブレーキ
		性能	階段最大角度 35度
		原動機	永久磁石式直流モーター
		動力	小型シール鉛蓄電池
		付属品	予備バッテリーパック 1式
			アタッチメント 1個
2	台数	1台	
3	賃貸借期間	令和6年11月1日から令和9年3月31日まで	
4	物品の引き渡し日	賃貸借期間の開始日まで	
5	納品場所	愛媛県立松山商業高等学校(松山市旭町71番地)	
6	諸費用	(昇降車を稼働させるために必要な一切の経費)	
		昇降車取扱説明及び講習費(計3回) 乙が全額負担	
		点検作業費(計3回) 乙が全額負担	